

会計規則

目的

第1条 この規則は規約第7章第16条により会の経理をあきらかにする。

特別会計

第2条 特定の事業や行事を行うときは、総会の議決をえて特別会計をもつことができる。

予算案

第3条

1. 予算案は予算編成委員会をつくり、役員会の承認をえて総会で決定する。
2. 各項の予算が不足するときは補正予算案を組むことができる。
3. 補正予算は委員総会できめる。

収入と支出

1. 収入と支出にはすべて会計役員があたり、出納簿その他の重要な帳簿を備えてこれに記録する。
2. 会計役員は年度末に会計決算をして次年度総会の承認を得る。
3. 会の収入は次のようにする。会費は一世帯月150円(基準日は15日)とする。
4. 会の収入は次のようにする。
 - ・支出については、あらかじめ会長の承認を得る。
 - ・予算の項目間の流用は役員会の承認で行うことができる。
 - ・予備費の支出は役員会の承認を得る。

旅費

第5条 旅費や日当、旅費、宿泊費の支出は次のようにする。

- ・市内旅費 400円 日当 300円
- ・市外旅費宿泊費 実 費 日当1000円

慶弔費

第6条 慶弔費の支出は次のようにする。

1. 会員(またはこれに代わるもの) 5000円
2. 児童死亡 5000円
3. 会員 児童の災害 その他 役員会で別途協議

会計監査

第7条 会計監査委員は、学期一回以上これを行い、年度末にその結果を総会に報告する。

会費の徴収

第8条

1. 会費の徴収事務は給食選任会計員に委嘱し事務処理をする。
2. 徴収日は毎週水曜日とする。

第9条 この規則の改訂は役員会の承認を得て総会で決定する。

1. この規則は、平成 3年4月29日より実施する。
2. この規則は、平成 6年5月 7日より実施する。
3. この規則は、平成 8年4月21日より実施する。
4. この規則は、平成27年4月16日より実施する。